

○内閣府、財務省、農林水産省、
厚生労働省、経済産業省、令第 号

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）及び民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）を実施するため、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令及び民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令及び民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令

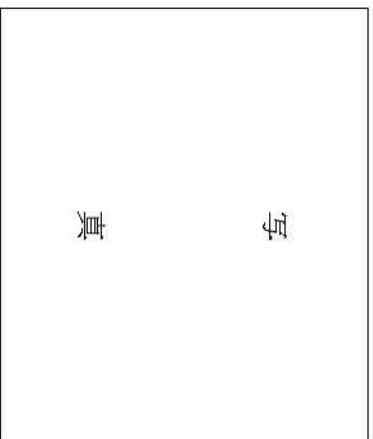
(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部改正)

第一条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令(平成二十年<sup>内閣府、
厚生労働省、
経済産業省</sup>

別紙様式表面を次のように改める。

第 号

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する
法律の規定による立入検査をする職員の身分証明書



所属部局
官 職
氏 名

年 月 日生
年 月 日交付

発行者名

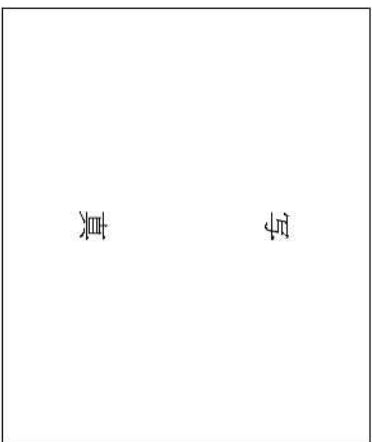
(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部改正)

第二条 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令(平成二十九年<sup>内閣府、
厚生労働省、
農林水産省、</sup>令第一号)の一部を次のように改正する。

別紙様式表面を次のように改める。

第 号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する
法律の規定による立入検査をする職員の身分証明書



所属部局
官 職
氏 名

年 月 日生
年 月 日交付

発行者名

附 則

この命令は、公布の日から施行する。